

監査依頼維持の規則処理に 関する影響の研究

——ウイルソンT. E., アポストローB.等の所説に沿って⁽¹⁾

濱 田 弘 作

目 次

- 1 はじめに
- 2 信頼性の要請
- 3 SECと監査法人の信頼性
- 4 調査研究：仮説Nos. 1 - 8. 標本の選定
- 5 分析結果の検討
- 6 むすび

1 はじめに

監査人の確実性 (credibility) に関する重要性の調査は、監査法人が一層の信頼を得るために監査用役に特徴を示すことにある。さらに監査人の信頼性に係わる水準は、監査用役を必要とした多岐に亘る企業から求められる。このことの研究は監査人の信頼性変化により、依頼企業の反応を吟味することで監査人信頼性の影響に

(1) *International Journal of Auditing*, Vol.1 Feb. 1997, pp.31 - 41, Wiley, 1997. See below author profiles, を下に筆者なりの構成で紹述を試みた次第である。

Thomas E. Wilson, Jr., PhD, CPA is assistant professor of accounting at the University of South-western Louisiana. Barbara Apostolou, PhD, CPA is Arthur Andersen Distinguished Professor at Louisiana State University. Nicholas G. Apostolou, DBA, CPA is the U. J. LeGrange Endowed Professor of Accounting at Louisiana State University.

関する概念，調査に的を絞った展開を行うことになる。

また信頼性変化による影響と一体的に法人の特徴を吟味することでもある。結果として，8大監査法人（The Big Eight Firms）の依頼人は，信頼性の変化について小規模監査法人の依頼人と異なった反応を示すことになる。そこでの“Key Words”は監査人の信頼性，SEC規則処理，依頼人の維持，ロジット（logit）におかれることになる。

ところで外部監査人による企業の財務諸表監査は，当該計算書類の正確性（accuracy）と信頼性（reliability）について財務情報のユーザーに対し，ある種の精度を提供することにある。監査用役に対する市場の描写は，この精度の水準が外部監査人の信頼と結びつき，信頼性は監査人間に係わり，様々な情報を開示することになる。このことに関し1981年のDeAngelo, L., Auditor size and audit quality. *Journal of Accounting and Economics*, Dec., pp.183 – 199, 1982年 Dopuch, N. and Simunic, D., Competition in auditing: an assessment. Symposium on Auditing Research IV, U. of Illinois. pp.410 – 450., は監査人に対する信頼性の要請が，企業で提供を受けた監査用役とは異なると言及した。

企業が必要とする監査人の信頼性に係わる水準は，外部監査人について企業の選択要因でもある。これは会計学における未だ解明されない監査人の信頼性に対する変化の結果である。予測は別にして監査委員会が存在する企業は，その委員会が存在しない企業よりも変更を好まないからである。小規模監査法人に対する依頼者間において，重要な調査結果のみを仮定したある関係について，マネージメント・ボーナス・プランを有する企業は，SEC裁定後における監査人の変更を好まない。

例えば依頼会社の影響に与える要素は，それら外部監査人の信頼度が変化したとき解を得られない。ここでの研究は外部監査人による信頼性の変更に対する依頼人の影響と，それに作用する企業の特徴をテストし吟味することにある。すなわち次の主要なセクターをもって構成する。

- (1) 監査人の信頼性に対する要求，その学問的程度および理論的基礎の程度を含む。
- (2) 採用した調査方法。
- (3) 結果とそれに対応する議論。

2 信頼性の要請

監査人の信頼性 エージェンシー理論は株式会社における経営者自身の利益が、企業所有者自身の利益と異なることにある。企業の財務諸表は経営成績をモニターリングする媒介として所有主へ提供される。外部監査人による財務諸表監査は財務諸表が、実質上、誤謬がないということより、合理的であることの保証を具備する。

あらゆる財貨の消費者と異なり、監査済財務諸表の利用者は当該製品の品質を直接、評価する手段をもたない。財務諸表のユーザーは監査手続を直接に考察できず、契約上の協議事項や誘導的結果について情報をもたず、それが監査人に依頼する企業の間には存在することすら把握できない。

このことについて1981年に De Angelo, L. は、「監査人規模と監査品質」(Auditor size and audit quality⁽²⁾)において、監査品質を直接評価できないために、当該ユーザーはそれに係わる代理権(委任状=proxy)に注目して論及した。1982 Dopuch, N. and Simunic, D. は「監査における競争:評価」(Competition in auditing: an assessment⁽³⁾)において、監査人の氏名が監査人の信頼性に対する主要な委任状であると論及した。1984年 Palmrose, Z. は「品質の異なる監査用役に対する需要」(The demand for quality-differentiated audit services in an agency-cost setting: an empirical investigation⁽⁴⁾)にエージェンシー理論モデルを用いた調査を遂行した。そこでの前提は高価なエージェンシー・コストと係わる企業が、更なる信頼を得るため監査人の雇用に対するベネフィットが存在することにある。高価で信頼される監査は、企業のエージェンシー・コストの削減によって判定されるからである。そこには他の変数間、所謂レバレッジ規模、およびマネージメント・ボーナス・プランの存在が企業のロジット・モデル(logit model)に含まれていた。結果として大企業ほど、より信頼される監査人の選定を好むとして、一貫した有意変数であることを示している。

1988年に Francis, J. R. と Wilson, E. R. は「エージェンシー・コストと監査人の差別化に関する理論の結合テスト」(Auditor changes: a joint test of theories

(2) *Journal of Accounting and Economics*, December, pp.183 - 199.

(3) *Symposium on Auditing Research IV*, University of Illinois, pp.410 - 450.

(4) *Auditing Research Symposium*, University of Illinois, pp.229 - 252.

relating to agency costs and auditor differentiation.⁽⁵⁾) を論及した。すなわち監査の品質は二分法変数 (Big Eight監査法人 v. s. 全監査人) および継続的変数が監査済全依頼人、売上高にもとづくものとして定議したからである。

最初の測定を行うにさいし、彼等はエージェンシー・コストの委任と監査人選定の関係を考察した。有意変数は規模と成長性に存在する。彼等は1988年にエージェンシー・コストが欄外で、監査人の選定に影響を与えることを示して活用した。ある研究者は市場が監査人の信頼性の変化に影響することを発見した。

1983年 Nichols, D. と Smith, D は「監査人の信頼性と監査人の変更」 (Auditor credibility and auditor changes.⁽⁶⁾) において、依頼人の変更はビッグ・エイト監査法人による市場の影響が生起するという仮説を展開した。特にビッグ・エイト監査法人の変更は積極的な市場責任となり、逆もまた可なりであることを生起させた。

彼等の発見は期待した方向にあったが、統計上は有意ではなかった。1988年 Ettredge, M., Shane, P. B., および Smith, D. B. は「監査法人規模と報告利益・証券リターン間の関連」 (Audit firm size and the association between reported earnings and security returns.⁽⁷⁾) において市場期待値が低品質の監査と係わり、利益よりもキャッシュ・フローに係わる最良な予測となるよう、高品質な監査に伴う会計利益数値を把握できるという仮説を検証した。1989年 Eichenseher, J. W. と Shield, D. は「株式会社資本構造と監査人の適合」 (Corporate capital structure and auditor fit,⁽⁸⁾) は、企業がビッグ・エイト監査法人に変更した店頭市場における積極的株価の影響を考察した。このようにして市場は信頼が得られる監査人から、大きな価値を表示できることを示唆した。

1989年の Betty, R. P. によれば証券に関し、「最初の公開オフリングス」 (initial public offering; IPO⁽⁹⁾) をもって、監査人の信頼性を吟味するに至った。すなわち持分証券に伴う IPO 監査人変化の研究を行ったのである。彼は IPO の価格下落は、その発行会社が全国的な監査法人に変更したときに見られなかったと言及する。こ

(5) *The Accounting Review*, October, pp.663 – 682.

(6) *Journal of Accounting Research*, Autumn, pp.534 – 544.

(7) *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Spring, pp.29 – 42.

(8) *Advances in Accounting*, Supplement 1, pp.39 – 56.

(9) *The Accounting Review*, October, pp.693 – 709.

のことは経済的ベネフィットが、より信頼される監査人の変更を行うことによって導出することを示している。

1991年にMenon, K, とWillams, D. D.は「監査人の確実性と初期公開オファリングス」(Auditor credibility and initial public offerings.⁽¹⁰⁾)で監査人による継続的公共企業の行状変更を研究した。彼等は殆んどどの監査人が、大規模で著名な法人を小規模法人への転換を含め、IPOに先立って変更したことを発見した。更に投資銀行が、一層信頼できる監査法人 (ie. Big Eight) を用いる企業への自由な誘因を提供した。加えて、上述のMenonやWilliamsはBettyの調査結果を補強し、監査用役が提供者間で均一性をもたないという仮説を支持した。

最新の調査は監査目的の利用者が、監査法人の信頼性と区別されることを示している。もし監査の品質について、監査可能なインテンシブだけに置くとするならば、監査人の氏名、監査法人の名声に作用するという逆の事象が、当該企業で遂行された監査を理解、品質の区別に用いられた。

このことは、1982年のDopuch, N.とSimunic D.によるCompetition in auditingによる信頼性の変化が、監査人による公的情報を導くことに注意を払ったのと同様である。1990年のWilson, T. E. Jr.とGrimlund, R. A.の「監査人の評価に関する重要性の吟味」(An examination of the importance of an auditor's reputation.⁽¹¹⁾)は、SECによる公共会計法人の行動を調査したものである。そこでの行為は、逆に監査人の信頼性に影響を与えていることを明確に論述した。SEC行状の性質は、次に詳述する。

3 SECと監査人の信頼性

実務に関しSEC規則2(e)は、不当に関与した監査法人に非倫理的職務行為または連邦証券法において、故意に違反もしくは幫助した人に対し、罰則を課すべく権限を与えた。

規則2(e)はSECが過去の実務に対して、個人や企業の禁止を承認し、他の監査法人による監査手続の再吟味を委任し、新規に承認する監査法人の禁止、所謂公的

(10) *The Accounting Review*, April, pp.313-332.

(11) *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Spring, pp.43-59.

には特定期間に対する依頼人を維持するという決定をした。

このことについて1987年Poloway, M.は、「会計士の証取法実践手引」(*Accountants SEC Practice Manual*⁽¹²⁾)について次のように言及した。

「規則は稀な存在ながら、特に会計実務上考えられる承認と推論する。そこには常に専門的名声を稼得できないという危険もある。」

SEC前の業務に対する禁止または新規依頼人の承認に係わる禁止は、特に強力な手段でもあった。1981年にStevens, M.は「ビッグ・エイト」(*The Big Eight*⁽¹³⁾)について規則2(e)に記載するような会計法人に係わる一般的意見が起爆剤となり、SECはそれを有すると引用した。規則2(e)はSECによる監査法人への対処は珍しいことであった。1984年の“*Business Week*”において、監査上における私的訴訟が平凡ながら、SECはその誤謬が顕著で頻繁に生じた際、その対応策を講じると報じた。

監査人の名声に対するSEC処理の結論に係わる記述証拠は業界紙に見られたとおりである。因みに1984年の*Business Week*は当該法人に対する1983年のSEC法について、Fox & Coの依頼人の反応を詳述したものであった。

1990年のWilson, T. E. Jr.とGrimlund, R. A.は「監査人の評判に関する重要性の吟味」(*An Examination of the importance of an auditor's reputation.*⁽¹⁴⁾)において規則2(e)は、SEC処理に対する依頼人の対応を吟味したと述べた。彼等の結果はSEC処理によって影響を受けた監査法人が、その競争相手に対し市場占拠を失う傾向にあることを示したものである。

加えてSEC処理に係わった監査法人は、依頼人の維持を一層困難にし、そして監査へ関与しなかった以上に、新しい依頼人を魅了した。彼等の仮説は、SEC処理で導いた通常の監査ミスを対照にし、それら自体の効用に焦点を合せていた。1990年のWilsonとGrimlundによれば、監査人に対する信頼性の変化について、依頼人へ責任の影響を与えるそれらの特徴を更に調査したものである。

1992年のDavis, L. R.とSimon, D. T.は「監査費用に関するSEC規則処理の影響」

(12) *Commerce Clearing House, Inc.* p.516.

(13) *New York* : Macmillan.

(14) *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Spring, pp.43-59.

(The impact of SEC disciplinary actions on audit fees.⁽¹⁵⁾) は新規依頼人に対し、要請した監査費用に係わるマイナス情報の影響を調査したものである。彼等はSEC規則 2 (e) が新規依頼人との監査契約について、監査費用に係わることを発見したからである。しかしながら、その影響は大凡1年後に招来した。監査人は市場における規則 2 (e) 処理の承認を課されたと結論づけた。

1991年にFeroz, E. H., Park, K. およびPastena, V. S.は「SECの会計監査施行通牒に係わる金融市場の影響」(The financial and market effects of the SEC's accounting and auditing enforcement releases.⁽¹⁶⁾) で1982-89年の時期を限定して調査し論及した。そのさい違反に係わる最初の公表開示をしたのに等しくSEC調査に関し、新たに消極的市場の反応を発見したと言及する。1992年のCampbell, D. P.とParker, L. M.は「独立監査人に対するSECの伝達—施行処理の分析」(SEC communications to the independent auditors: an analysis of enforcement actions.⁽¹⁷⁾) は、1972-89年に刊行したSEC規則通牒を分析し、そこでの中心が、SECの資本市場における投資家の信頼を維持するにさいし、批判的役割を演じるよう監査人に期待する旨を見出している。1991年のBremser, W. G., Licata, M. P., およびRollins, T. P.は「SEC施行処理—概説と批判的展望」(SEC enforcement activities: a survey and critical perspective.⁽¹⁸⁾) において、SEC規則による処理の性質および株式会社監査人の名声に帰属する影響の包括的議論を供する論述であった。

1988年Pincus, K. V., Holder, W. W.およびMock, J. J.は「証券取引委員会と不正財務報告」(The SEC and fraudulent⁽¹⁹⁾) においてSEC問題(因みに株式会社役員と取締役財務担当重役, 内外監査人, 代理人)が体験した個々人の様々なグループに対し郵送によるサーベイを行い、結果としてその責任がSEC規則は、少なくとも適度に効果的であるという報告を行っている。

1987年Kunitake, W. K.は「SEC会計関係施行処理1934-85:概要」(SEC accounting-related enforcement actions 1934-1985: a summary.⁽²⁰⁾) においてこの時期にCPA

(15) *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Spring, pp.58-68.

(16) *Journal of Accounting Research*, Supplement, pp.107-142.

(17) *Journal of Accounting and Public Policy*, Winter, pp.1-34.

(18) *Critical Perspectives on Accounting*, June, pp.185-199.

(19) *Research in Accounting Regulation*, 2, pp.167-185.

が影響を与えたSEC規則のプロセスと要約した規則処理について論述した。監査人の信頼性についてSEC規則処理に影響を与える更なる論拠は、1995年にMoreland, K, A.「監査人の評価と依頼企業の収益・利益間の関係」(Criticisms of auditors and the association between earnings and returns of client firms.⁽²¹⁾)によって供されている。彼は、そのような処理が監査法人の信頼性を損なったとする仮説をし、そのさい法人が監査した依頼人の財務諸表は、証券市場で信頼性が損われるという意見を呈した。

「そのさい投資家は、極めて狭い範囲で依頼企業の財務情報を有効であると期待することになる。結果として、株式価額の利用は会社利益と結びついて、弱含みになるように規制されたのである。」

Morelandの見解は、SECが是認した依頼企業に対する利益と株式利回りの関係がマイナスの影響を与えるという証明であった。結果として、当該考察した影響が厳格であったにしても、彼の分類はSEC承認が大きなものであったにせよ、全体としてSEC処理を保証したことになる。監査量減少の兆候はSEC処理を制限するものではない。監査人訴訟係わる他の事例は、更に監査人の評価を減少させることになる。加えて前述のMorelandが1995年に明示したのと等しい厳密な全SEC処理は存在しなかった。しかしながら、双方の逸話とアカデミックな会計理論は、SEC処理が新規依頼を魅力的にするよう監査人能力を減じ、そして監査人が依頼人へ課すことを可能にした。

すなわち報酬の減少を行って現在の依頼人の維持を図ろうとするからである。SECが承認した法人依頼は株式価額の影響を少くし、証券市場による信頼性を減じるという視点から、財務情報を考察することになる。これらに関する証明はSEC規則2(e)処理の下で、監査人の信頼性を減じるという事象の前提を支持したからである。結論として、これらの処理は外部監査人の信頼性が変化するのに対し、依頼人の影響を調査するよう専門的事象として示されたのである。

(20) *Research in Accounting Regulation*, 1, pp.79-87.

(21) *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Spring, pp.94-104.

4 調査研究：仮説No.1－8. 標本の選定

この調査には2つの主要目的がある。第1に外部監査人の信頼性減少に対する依頼人の反応に影響を与える要素の確認をすることである。第2にビッグ・エイト法人の依頼人と小規模監査法人の双方間における監査人の信頼性の減少、依頼人の作用を決定するか否かについての調査を行うことにある。

1表はエージェンシー理論を導入し、独立変数が次節で論議するものを試算して要約してある。すなわち、次のような仮説を可能にする。

仮説1：経営所有権の集中化

エージェンシー理論は、企業経営者自身の利益と企業所有権者の利益相互間の不一致を判定することにある。そこにおける不一致の範囲は、企業における経営所有権の範囲にリンクされた企業所有権を主張する経営者に、自己のキャッシュ・フロー最大化の行動を執るよう、回避を少くする一層の誘因となることにある。もし経営所有権は高水準を有する企業が信頼できる監査を不要とすれば、そのとき外部監査人の信頼性を減じるから、監査人を変更するよう企業の意思決定に影響を与える要素となるように、経営所有権の範囲に期待される。上記の期待は逆の関係が、経営所有権の集中とSEC処理に対する依頼人の責任問題の存在となる。

1985年に Demsetz, H. と Lehn, K. は「株式会社所有権の構造—原因と結果—」(The structure of corporate ownership: causes and consequences.⁽²²⁾)において、経営所有権と誘因の関係が非線型にあると論及した。ハイ・レベルな経営所有権は、非経営株主の管理に対し、堅固な経営と無感覚を導くというものである。既述の Wilson, T. E. Jr. と Grimlund, R. A. は1988年に二分法変数 (dichotomous variable) を用い、もし経営所有権が20%の枠内に5を外部で所有すれば、その範囲内も0になるか1となるような経営確立の仮説を検証した。この代替的メトリックが、当該研究に用いられたとき観察結果の差異に注意が払われたのである。

(22) *Journal of Political Economy*, 93. pp.1155－1177.

Table 1. Hypotheses and independent variables

Hypothesis	Expected sign	Variable	Definition
H 1	-	MOWN	Percentage of common stock owned by management
H 2	+	MBONUS	Presence (1) or absence (0) of an accounting based compensation plan
H 3	?	DEBT	Total debt ÷ total assets
H 4	+	NISSUE	Dollar amount of new debt/equity in the year (s) following an SEC action <i>divided by</i> assets at time of the action
H 5	?	SIZE	Natural log of total sales
H 6	?	GROWTH	Percentage change in sales in three years prior to an SEC action
H 7	+	AUDCOM	Presence (1) or absence (0) of audit committee
H 8	+	STATE	Dichotomous variable indicating whether sample firm is located in the state where the audit failure that triggered the SEC action occurred

仮説 2 : 償与プラン (bonus plan)

1984年に Palmrose, Z. は「エージェンシー・コスト設定における品質差別化した監査用役の必要性：実体調査」(The demand for quality-differentiated audit services in an agency-cost setting: an empirical investigation.⁽²³⁾)において、経営者と所有主間の利害が不一致することの限定に用いるための1方法、所謂所有主が報告済財務業績と結びついた管理補償プランであると論及した。この特質のコンペンセーション・プランは、会計ベースを下に財務情報に依存するに至ってから、1プランとして用いる企業は、追加的モニターリングス(監視装置)を生起させ、企業が一層信頼できる監査需要を導くもので、これは1988年の Francis, Wilson が言及したものであった。すなわち、このポジティブな関係は期待されるに至ったのである。

仮説 3 : 債務

エージェンシー理論による他の局面は、企業または企業債務者に対する所有主と

(23) *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Fall, pp.29-40.

経営者間の利害衝突にある。信頼される監査は、企業株主に対し富の移転について、所有主と経営能力を制限するように意図した債務契約の監視手段として、債務所有者を規定する。

このことについて1984年Palmroseに加え、1989年の Eichenseher, J. W., Hagigi, M. および Shields, D. は「OTC社による監査人変更に対する市場作用」(Market reaction to auditor changes by OTC companies.⁽²⁴⁾) で次のように言及した。「信頼される監査ニーズは、企業の資本構造における債務額と積極的に係わる。これに対し1988年のFrancisとWilsonは、真実性に対する債務と需要間のマイナス関係を断定している。

1988年のFrancis, Wilsonは信頼性が低い監査人の変更により、高水準を求める企業は株主の要求価値が減じ、結果として企業における株主関係の価値を増加されることに注意を払った。信頼性に係わる債務と需要間の関係について、文献上で不一致を与えることが可能ならば、指向性を有する仮説が企業の外部監査人に対し、SEC規制 2 (e) に準じて監査人を変更する企業の決定に対するレバレッジ・エフェクトについて明確にすることは出来ないからである。

仮説 4：新規財務

企業に関する将来の財務計画と信頼性について、その需要相関は債務が存在する場合よりも明確ではない。ビッグ・エイトの評価は、その名声が潜在的投資家情報コストの低下を示して以降、固定的、国際的金融市場における債務もしくは持分の増加を期待する依頼人にとって、特に有意な傾向を示している。このことは監査人の信頼性に対する企業の将来における金融計画とその需要に係わる積極的関係が期待されることになる。

仮説 5：規模， 仮説 6：成長

監査人の信頼性について、変更に対する依頼人の責任に影響を与える特徴が、企業規模と成長に関係することを示している。1984年のPalmroseは、企業規模が増大するように、これがエージェンシー・コストに等しくなるという点に留意した。急速に成長した大規模企業は、一層エージェンシー理論と係わる傾向にあり、その企業経営の規模は、所有主による経営管理を一層複雑にする。大規模所有主は企業

(24) *Auditing Research Symposium*, U. of Illinois, pp.229 - 252.

成長が監視手段を一層監査に依存することになる。

エージェンシー理論の下における積極的な係わりは、信頼性に関し企業規模、成長、および依頼人の需要関係で期待される。しかしながら信頼性に関し、企業規模とその需要相関と異なる視点は依頼人の様々な規模により、利用可能な情報量を考慮したさいに見られることになる。

1990年のWilson, Grimlundは大規模法人に対し、財務諸表が将来のキャッシュ・フロー測定の基本であることを設定する情報が払底する場合にのみ成立つことに留意した。これら情報に関する代替的な源泉は、企業の財務諸表に含まれる大概の情報に期待をもつ市場を承認することにある。1985年のAtiase, R. K.は「開示前情報、利益公表を基礎とした企業の資本化および証券価格行動」(Predisclosure information, firm capitalization and security price behavior around earnings announcements.⁽²⁵⁾)において、小規模企業の財務諸表が将来のキャッシュ・フローの推計に帰する情報の大部分を作成すると言及した。すなわち小規模企業の財務諸表の信頼性に影響を与える事象は、大規模に対する類似の事象よりも、その株価に大きな影響を与えることになる。

上述のことは指向性の仮説が、企業外部の監査人に対するSEC規則2(e)に従う監査人の変更に対する企業の意思決定にさいし、企業規模や成長の影響を形成するものではない。

仮説7：監査委員会

上述の調査判定は外部監査人の信頼性を変更するさいに、企業責任に影響を与えると考えられる外部要因の示唆にあった。例えば1985年のLynn, S. A.は「監査委員会概観—公認会計士の選定過程における影響」(Audit committees in review: their impact on the CPA selection process.⁽²⁶⁾)、監査人の選定基準に係わる相対的重要性について企業をサーベイし、監査委員会を置くことなく遂行した。そこでは監査の国民的威信が、監査委員の所在しない企業に対する以上に、監査委員会による企業にとって一層重要なことを明示した。監査人の威信は監査委員会が当該企業に対し、更に重要性を有するに至って以降、これらの企業は監査人の威信を決するべく

(25) *Journal of Accounting Research*, Spring, pp.21-36.

(26) *The Ohio CPA Journal*, Spring, pp.6-9.

責任をもって、監査に変更すべく一層の傾向を示すと期待された。

仮説 8：所在地の影響

監査人の変更に対する過去の調査は、信頼性に対する地理上における構成要素の存在を示唆した。既述の Wilson, Grimlund は SEC 処理に関する消極的結果が、当該州で非常に厳しく監査を総合化し、その州で発生した処理の誘因として失敗に帰すことを明示した。監査人が依頼人所在の保有を不可能にし、SEC 処理に焦点を合せた州において、新規依頼人を惹起できなかったからである。すなわち企業は、もし SEC 処理が、企業状況を表示する監査で好都合でないとすれば、企業外部の監査人に対し SEC 規則 2 (e) に従い監査人を変更することは、更なる選好を意味するからである。

標本の選定 SEC 実務規則 Rule 2 (e) に従う監査人の処理は、反対に監査人の信頼性に対する影響を与える事象として採用された。SEC は会計と監査規則通牒 (AAER), 過去の会計連続通牒 (1975-86 年の Accounting Series and AAERs) の形式の下で施行規則 2 (e) を刊行した。すなわち ASR のレビューと AAERs は、全国的規模の監査法人⁽²⁷⁾ に対し規則 2 (e) により、10 の SEC 処理を明示した。2 表は本稿で引用した SEC 規則 2 (e) に係わる処理を示したものである。

諸事象に対し、米国監査人名録 (WAA) と *Compustat* のデータベースは、それら監査人に対する SEC 処理後 2 年以内に、監査人を変更しようとする依頼人企業を生成するために用いたものである。

(27) Although the 1975-86 time frame permits comparison with the results reported by Wilson and Grimlund (1990), the number of SEC actions examined here differs from those reported in that study for two reasons. First, this study deletes CPA firms that merged or were acquired within two years of the SEC action. Secondly, this study examines actions under Rule 2 (e) against national audit firms, while Wilson and Grimlund's examination included other actions and charges of substandard auditing against audit firms or partners of audit firms. All actions under Rule 2 (e) examined in this study were included in Wilson and Grimlund (1990).

Table 2. SEC2 (e) actions against national audit firms

Year	SEC reference	Audit firm
1976	ASR ¹ # 196, 196A	Seidman & Seidman
1978	ASR# 241	Deloitte, Haskins & Sells
1978	ASR# 248	Ernst & Whinney
1979	ASR# 153A	Touche Ross
1981	ASR# 288	Kenneth Leventhal ⁽²⁸⁾
1981	ASR# 292	Arthur Andersen
1983	AAER ² # 13, 16	Touche Ross
1984	AAER# 45	Coopers & Lybrand
1985	AAER# 57, 68	Grant Thornton
1985	AAER# 78	Seidman & Seidman

¹SEC Accounting Series Release

²SEC Accounting and Auditing Enforcement Release

ここでは金融業や不動産業が明らかに異なる財務特性⁽²⁹⁾ゆえに、サンプルから除外してある。前述した2期間の中には、SEC処理で目標とした監査人を変更した企業が単純に除外された。子会社および他企業の支配下にある企業（合併もしくは吸収されて監査人を変更したと記載する企業で、変更した依頼企業の合併を、ここに記してある。）も等しく除外してある。

各SEC処理の下で、近似的に等しい規模の無作為標本は2年以内に、監査人の変更がなかった依頼企業は減少した。このようにして、サンプルにおける各変更企業にとって、そこには同じ監査人や同期に変更した企業を無作為に選定してある。

選定した非変更企業数合計は261を数える。標本企業における財務諸表データはForm10-KもしくはCompustatデータ・ベースにもとづき、それら年次報告書から得たものである。特別配当 (Bonus Outcome) およびMownのデータは、大多数の委任状から入手した。残念ながらサンプルにおける大多数の企業は、一貫性ある基準でSECに関する信頼性を充足するものではない。このようにして完全なデータは変更企業103と、非変更企業158のみが利用を可能にしたにすぎない。系統的差異は、

(28) A two-year period was used to be consistent with prior research (e. g. Healy and Lys, 1986).

(29) This is consistent with Healy and Lys (1986). No non-financial clients of Kenneth Leventhal left that firm within two years of the 1981 SEC action against it. Accordingly, Leventhal's clients are not included in the final sample.

利用可能データと利用不可能なものに関し、企業間に存在する範囲について、その結果の説明は影響を受けることになる。

ロジット・モデル (The logit Model) 1表に記載した独立変数は、ロジット・モデル的図解を含めている。すなわち1984年のAldrich, J. H., Nelson, F. D.による「線型確率、ロジット・プロビット・モデル」(Linear Probability, Logit, and Probit Models⁽³⁰⁾)は二分法(dichotomous)である。この研究において、もし標本企業がSEC処理を2, 3⁽³¹⁾年以内に変更したとすれば $y=1$ 、変更しないとすれば $y=0$ となる。 $y=f$ (Mown, M. Bonus, Debt, Nissue, Since Growth, Audcom State)

段階的ロジット手続きは、潜在的多元共通線の問題⁽³²⁾を管理に用いられるモデルに記入もしくは留意すべき有意水準として0.05に関するものである。このことに関し、1991年Maddala, G. S.は「会計研究における限定独立・定性変数モデル使用に関する一考」(A perspective on the use of limited-dependent and qualitative variables models in accounting research.⁽³³⁾)において、モデルが全体的にサンプルを推計し、ビッグ・エイト監査法人への依頼人や小規模監査法人の依頼人⁽³⁴⁾と別個に用いられたと言及した。

5 分析結果の検討

3表のパネル(panel)Aは、全サンプルに係わる階梯上のlogit手続と結果を示している。規模はモデルに含まれる必要な0.05の有意水準に合致する。小規模企業

(30) Sage University Paper Series: Quantitative Applications in the Social Sciences, No.07 - 045, Beverly Hills: Sage Publications.

(31) Consistent with Williams (1988).

(32) *The Accounting Review*, October, pp.788 - 807.

(33) Maddala (1991, pp.793 and 799) noted that choice-based sampling in logit analysis does not affect the coefficients of the explanatory variables. The use of a weighting procedure is thus not employed.

(34) When a 0.10 significance level was employed as the requirement for inclusion in the stepwise logit model, GROWTH was a significant variable. In addition, a univariate analysis (the non-parametric Mann-Whitney test) of the relationship between GROWTH and auditor switching indicated that GROWTH was significant at the 0.01 level for clients of the Big Eight auditors.

Table 3. Results of stepwise logit procedure⁽³⁵⁾

Panel A: Full sample <i>Total sample = 261 (103 switch firms and 158 non-switch firms)</i>			
Variable	Coefficient	Chi-square	<i>p</i> -value
Intercept	3.3412	18.30	<0.001
SIZE	-0.3479	23.31	<0.001
Model chi-square (1 d. f.)		27.89	<0.001
Pseudo R-square	0.0960		
Panel B: Clients of the Big Eight auditors <i>Total sample = 211 (83 switch firms and 128 non-switch firms)</i>			
Variable	Coefficient	Chi-square	<i>p</i> -value
Intercept	4.5675	19.31	<0.001
SIZE	-0.4127	17.96	<0.001
AUDCOM	-0.7967	4.83	0.028
GROWTH	0.7530	3.01	0.082
Model chi-square (3 d. f.)		44.70	<0.001
Pseudo R-square	0.1769		
Panel C: Clients of non-Big Eight auditors <i>Total sample = 50 (20 switch firms and 30 non-switch firms)</i>			
Variable	Coefficient	Chi-square	<i>p</i> -value
Intercept	0.0000	0.00	1.000
MBONUS	-1.2527	3.52	0.060
Model chi-square (1 d. f.)		3.87	0.049
Pseudo R-square	0.0746		

はSEC処理後に、監査人の変更を一層選好したものである。モデルがビッグ・エイト監査人の依頼人や小規模監査人の依頼に対し、個別に推計したとき、何等かの差異が生じ、表3のパネルBは、ビッグ・エイト監査人の依頼結果を示している。

成長変数、規模およびAUDOCOM変数はモデルの算入を必要とした有意水準に遭遇したことを示している。小規模急成長企業はSEC処理後に、監査人を変更することが一層顕著になる。予想に反し、監査委員会をもたない企業よりも監査の変更を嫌っている。しかしながら、小規模監査人に対する依頼人の結果は、全く異なっている。表3のCパネルのように、ここではサンプルの部分集合に対する有意変数

⁽³⁵⁾⁽³⁶⁾ Thomas, Barbara and Nicholas, *Ibid.*, pp.38-39.

のみがMBONUSであった。

データの欠在は信任状が調査期間において、全企業に対する一貫性が有用とならない場合MOWN, MBONUS, およびAUDCOM変数にもとづいた信任状と最も共通した。SEC方針の喚起による監査人の変更と財務諸表変数間の関係について、更に説明を行うことで段階的にlogit modelはMOWN, MBONUS.およびAUDCOMなしに推計されている。

この通減モデルの成果は4表に示してあり、このようにしてサンプル規模が追加された。前述のように、当該モデルはビッグ・エイト監査人の依頼人と小規模監査依頼人を、夫々全体を個別サンプルとして推計してある。縮小モデルの結果は、ビッグ・エイト監査法人への依頼人サンプル集団の例外をもって、完全モデルのそれと一致する。

委任状の除外は46%増となり、212から309までの集合をもち、同じ規模に増加し

**Table 4. Results of stepwise logit procedure. Reduced model:
proxy statement variables removed⁽³⁶⁾**

Panel A: Full sample <i>Total sample = 380 (164 switch firms and 216 non-switch firms)</i>			
Variable	Coefficient	Chi-square	p-value
Intercept	3.0795	25.01	<0.001
SIZE	-0.3139	30.14	<0.001
Model chi-square (1 d. f.)		34.84	<0.001
Pseudo R-square	0.0844		
Panel B: Clients of the Big Eight auditors <i>Total sample = 309 (135 switch firms and 174 non-switch firms)</i>			
Variable	Coefficient	Chi-square	p-value
Intercept	3.9826	24.92	<0.001
SIZE	-0.4415	37.39	<0.001
DEBT	1.0956	4.13	0.042
Model chi-square (3 d. f.)		48.69	<0.001
Pseudo R-square	0.1769		
Panel C: Clients of non-Big Eight auditors <i>Total sample = 71 (29 switch firms and 42 non-switch firms)</i>			
No variables were significant			

た変数にもとづいている。規模に加えて、DEBF変数はモデルの算入に必要な有意水準0.05を充している。多額な梃入効果（借入金）のある企業は、債務が低い企業よりSEC処理後に監査人の変更を一層好む傾向にある。成長は完全モデルに算入されたにも拘らず、有意変数とはなっていない。完全モデルに関して、財務諸表変数は小規模監査法人の依頼人に対して有意とはなりえなかった。ビッグ・エイト監査法人の依頼人と小規模監査法人の依頼人に関する個別分析にさいし、若干の変差を示している。規模がビッグ・エイト監査法人の依頼人に対し、一貫して重要な変数となる限りにおいて、それは小規模監査法人の依頼人に対して有意にないからである。ビッグ・エイト法人の依頼人間において、これら急速な成長率について、規則2(e)の処理後に監査人を変更することで、一層、選好されたようである。小規模監査法人に対する依頼者間の特徴を証明できるものは存在しなかった。そこには多額なレバレッジ（DEBT）が、ビッグ・エイト監査法人の依頼者間における監査人の変更に関係を有する何らかの証明を示したが、小規模監査法人の依頼者間には、その証明は見られなかった。

それは彼等への依頼人に関し、信頼できる証明に対する大きな必要性について、依頼企業が、ビッグ・エイト監査法人に従う傾向にあるという仮説を見たからである。仮にビッグ・エイト監査法人への依頼企業が、その外部監査人に対する名声に、より鋭敏であるならば、人はそれら監査人の評価を扱う事象に対し、一層強固に作用することを期待する。このようにして、SEC処理後の変数テストと監査人の変更後の関係は、ビッグ・エイト監査法人の依頼人を確固にすることである。このことはビッグ・エイト法人の依頼人の標本例に対する変数の規模、成長、および債務、さらには小規模監査法人の依頼人に対するそれらの意義の欠陥を説明することになる。

株式会社監査委員会に関するビッグ・エイト監査法人の依頼は、そのような委員会をもたない法人よりも、それらの責任監査人に対しSEC処理後の監査人の変更を好むことに有意ではない。この結果は前述した1985年のLinnの論文によって不調和が示され、これに関する法人サーベイは監査委員に関する法人よりも重要となる監査人の威信を呈したことになる。

2 要素は監査人の変更に係わる監査委員に関する法人の抵抗として説明が可能に

なる。第1に監査委員会の存在が組織内における官僚主義に加えて、別の状相を創出し、それにより単一事象に応じて監査人の変更が企業にとって、一層困難になるからである。第2に監査人の選考過程で監査委員に対する役割となる。独立した監査委員会は企業監査が一層慎重な評価を必要とする。精査の増加水準は、企業に直接的に含まれることなく、事象に影響を与えたりするような監査委員会の原因になる。

会計におけるボーナス・プランの存在は、ビッグ・エイト監査法人の依頼を分析するのに重要な要素ではない。しかしながら、この変数は小規模監査法人の依頼にのみ有意であった。このサンプル集団の中に、漸次、logit手続はボーナス・プランに係わる企業が、このようなプランを持たない企業より監査人を変更する傾向の少ないことを示している。

そこでの論述は伝統的規模との関係は無視する。その結果、利用出来ない不十分なデータを持つ小規模監査法人の依頼人が、比較的到低い数値に係わった、説明を必要とする。このサンプル集団には変更企業が若干⁽²⁰⁾と変更しない企業30社が、十分なモデルに区分される適正なデータである。しかしながら、MBONUSは全90社の小規模監査法人の依頼人に（変更43，非変更47）ボーナス・プランの存在が決定されるところで、普遍的Chi-Squareテストを用い個別検証したことにある。ボーナス・プランの存在と監査人の変更に有意な関係はないことが（ $P=0.225$ ）判明したからである。

ビッグ・エイト監査法人の依頼人の例に等しく、全体の例を考察すれば、Stateは監査人における変更に影響を与える重要な変数は存在しない。この結果、真実性の影響は、監査で失敗した地域において、主に見られた期待値とは逆になっている。

1990年のWilson, Grimlundは、上記に反対する論攷、所謂SEC規則2(e)の処理に関係し、地理上の影響について言及した。

恐らく、最も確かな結果は正確な関係を考察、予測するに際し、エージェンシー理論の出現を明示したことにある。前回の調査は監査人の真実性に対する依頼人が必要とした変更についての責任を監査人の変化に焦点を合せたところにある。この研究は、法人に内在する監査人の真実性が減少するに従って変更することの吟味にあった。異なる見方は、ある種の対照的結果を提供する。例えば、経営における会

計にもとづいた補償プランの存在は、1988年の Francis, Wilson または1988年の Wilsonのいずれかに対し有意的価値を見るに至らなかった。しかしながら、1988年のそれらは、そこでのプランの採用や結論が信頼される監査の需要に関係していた。

この研究に加え、信頼できる監査人⁽³⁷⁾を探求することを希まない代りに、ボーナス・プランをもって、小規模監査法人へ依頼することに係わる論及で対処した。そこでの様々な結果は、一層の調査が会計にもとづくボーナス・プランによって創出された誘因を必要とし、それらの誘因に対して近似的委任状の結果と相違が、法人の責務に関して注意を払われたのである。

1984年のPalmroseの研究が信頼性のレバレッジと需要間に、有意な関係を見い出せなかったが、1988年のFrancisとWilsonはネガティブな関係について報告している。また彼等(1988年p.668)は、法人の債務と監査人の責務を吟味する先導的研究に関する十分な論及を呈していた。

結果に係わる類似変数は、企業規模に対しても見ることが出来る。ビッグ・エイト監査法人の依頼人間において、その研究は小規模法人の依頼人が、監査人の信頼性喪失に従い、監査人の変更を一層好んだことを証明する。

1984年のPalmroseは規模が、監査人の信頼性に対する需要と明確に相関すると明示した。1988年のFrancis, Wilsonは継続的に有意な関係がないと述べた。その研究は前回の調査で用いたよりも異なる視点であったにせよ、エージェンシー理論において位置づけられた関係は保持されたのである。研究を通しての結果に係わる一貫性の欠在は、エージェンシー理論によって予測された関係のあるものが一貫性を有せず、または理論構築に対する良好な代用が展開されることを、必要とするかの孰れかを示している。加えて、逆の結果に対する他の潜在的説明も存在する。

1つの可能性として、1992年のDavisとSimonが考察した監査費用の削減は、多くの信頼人に対する監査人の信頼性を減じる影響を相殺したと考えられる。彼等の研究が新規依頼人に供する料金の減額に焦点を合せたものであるにしても、それは料金に対する類似のカットが現在の依頼人を保持するために行われたということに

(37) Also note that Palmrose (1984, p.242, Table 7) results for this variable, although not statistically significant, indicate a negative relationship in one of her sample industries.

なるからである。更に信頼できる監査人への変更費用にウエイトを置く依頼人は、このような料金の減少に照して判断しないことで、その誤まりを知ることになる。

さらに困難な誘因は、いかなる料金の減額が全ての依頼人を横断して統一されることにならないばかりか、むしろ依頼人基準による依頼人の調整をも図る可能性にある。

エージェンシー理論の変数に係わる限定的説明に対する他の可能な説明は、その理論自体が、極めて狭義で監査人の選定プロセスで考察されることにある。もし監査法人が、異なる属性をもつポートフォリオで彼等の依頼人に提供することを気づくならば、いずれの信頼性も1つであり、そのさい監査人選好に係わる信頼性減退の影響は、完全な帰属ポートフォリオに関して考察される。因みに依頼人の選定は信頼性、業界専門知識の結合にあると仮定せよ。そこでは依頼人の用役は、その監査人から供されることになる。そのポートフォリオにおける信頼性の構成上、一連の減少は監査人の変更に対し依頼人を誘導するに十分かつ完全な帰属性ポートフォリオを変更できないからである。

最終的な可能性をもつ限定は、この研究で示した前提、所謂規則2 (e) におけるSEC処理が、逆に監査人の信頼性に影響を与えていることを維持しないことにある。例えば前述の調査が、その主張と一貫して作成された結果だったとしても、全てSEC処理が、監査人の信頼性にインパクトを与えるよう十分な厳格さを考慮しない範囲に対し、エージェンシー理論は変数の説明不足として説明される。

1988年のFrancisとWilsonは、あるエージェントの変化が監査人の選定を予測するのに重要なことに気づいたが、エージェンシー・コストは監査人の選定プロセスにおいて、僅かな影響を与えたにすぎなかった。期間外の変更に対する変数問題として監査人の信頼性を吟味するに加え、この研究成果はエージェンシー理論が、外部監査人に関する法人の選択に影響を与える要素を十分に把握していないことの更なる証明を提供する。一層の調査は、信頼できる外部監査の必要性に係わる代替的理論展開の発展を探求することにある。

6 むすび

外部監査人は監査済財務諸表情報に関する信頼性の保証を財務諸表ユーザーに提

供する。信頼性を保証する水準は、監査人の信頼とリンクするものである。重要な調査は、外部監査人に対する信頼性への要請が、依頼企業によって千差万別なことにある。本稿は外部監査人の信頼性に対する消極的変化による結果の探求にあった。このような変化に対し、依頼企業の反応およびそのリアクションの影響要因を吟味することが必要になる。

これらの調査研究は、かつて監査特性を直接に考察できなかった財務諸表が、監査の本質を考慮可能な代理権を有するまでに展開したことを示唆している。すなわち Dopuch, Simunic は、監査人の名声が監査特性について、主な代理人であると論及した。本稿の前提は、もし監査特性が監査人の評判（名声）に結びつくならば、その評判は財務諸表に係わり、逆の影響を与える事象について信頼性に対する理解を損うことを示唆した。

Wilson, Grimlund による報告結果は、規則 2 (e) により、SEC処理が監査人の信頼性に逆の影響を与えない事象として考察したからである。また他の調査は監査人の信頼性が、これらの処理を損うという主張を支持する立場も存在する。SEC規則 2 (e) の処理は、1975-86年の時期における全国監査法人に対し、調査を行ったものである。確認した各事象についてSEC処理は、2年以内に監査人を変更するという依頼会社の例を選定したからである。比較基準の設定にさいし、2年間、監査人を変更しない依頼企業の無作為な例もまた選定した。

エージェンシー理論 (Agency Theory) はSEC処理に対し、依頼会社の反応に影響を与える変数を確認するために採用されている。確認、吟味された変数の中に、単に企業規模のみで監査法人の交替が有効であり、小規模法人はSEC処理後において監査人の変更を一層好む傾向も示した。

8大監査法人の依頼人を個別に調査したさい、小規模および急成長した企業が一層監査人の変更を好む傾向を示した。期待に反し監査委員会を有する企業は、監査委員会を持たない企業よりも変更が少ない。小規模監査法人と依頼人の間には、重要な結果のみを仮定した関係に対して、経営上ボーナス・プランをもつ企業がSEC処理後に監査人の変更を望まない傾向にある。

この領域における優先的調査は監査人の信頼性に対し、依頼人の要求を変更すべき回答に関する監査人の変更に焦点を合せたものである。ゆえに、ここでの論及は

法人が現行監査人の信頼性について、その衰退の変化を調査、論及したからである。このことは、将来、重要な調査に関し多少の違いがあったにしても、エージェンシー理論で決定した関係は持続されることになる。SEC裁定後による監査人の変更と、それを導いたエージェンシー理論との間における重要な維持関係の欠点は、後者が監査人の選定過程における諸要素を、十分に補完できないことを示している。孰れにしても信頼される外部監査の必要性、本質の更なる調査の必要性をここに証明できたと確信する次第である。

(平成16年1月末稿)